



金 沢 市 公 報

第 2 8 8 9 号 の 2

平成29年(2017年)1月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (市街地再生課)	5
●告 示		○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
○平成10年告示第198号 (こまちなみ保存建造物の登録について) の一部改正について (歴史都市推進課)	1	●監査公表	
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	1	○監査公表 (第1号) (監査事務局)	5
○市道の路線の認定について (道路管理課)	2	●公営企業告示	
○市道の路線の廃止について (")	2	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単 料金の算定について (経営企画課)	7
○市道の路線の変更について (")	3	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単料金の算定について (")	7
○市道の区域の決定について (")	3	○平成28年公営企業告示第10号 (水道料金、ガ ス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用 料の収納事務の委託について) の変更につ いて (お客さまサービス課)	9
○道路の供用の開始について (")	4		
●公 告			
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境指導課)	5		

告 示

●金沢市告示第2号

平成10年告示第198号 (こまちなみ保存建造物の登録について) の一部を次のように改正する。

平成29年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

表24の項中「桑島 壽美子」を「桑島 秀幸」に改める。

●金沢市告示第3号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

額乙丸町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
額乙丸町	イ	7番～26番、29番～41番
	ロ	60番1～252番
	ハ	18番1～154番5
	ニ	9番1

- 4 主たる事務所
金沢市額乙丸町ハ152番地
- 5 代表者の氏名及び住所
小林 計一
金沢市額乙丸町口89番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成29年1月11日

●金沢市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成29年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1507	笠舞本町2丁目線 23号	笠舞本町2丁目 488番 1先から 笠舞本町2丁目 488番 4先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 48号	直江土地区画整理事業地内 51街区 1番 先から 直江土地区画整理事業地内 51街区 4番 先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 49号	直江土地区画整理事業地内 53街区 1番 先から 直江土地区画整理事業地内 53街区 3-1番 先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 50号	直江土地区画整理事業地内 55街区 1-1番 先から 直江土地区画整理事業地内 58街区 7番 先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 51号	直江土地区画整理事業地内 55街区 5-1番 先から 直江土地区画整理事業地内 55街区 4番 先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 52号	直江土地区画整理事業地内 56街区 6番 先から 直江土地区画整理事業地内 56街区 4番 先まで	
3904	額 4号 馬替3丁目線 17号	馬替3丁目 41番 先から 馬替3丁目 161番 6先まで	
4237	富 檜 37号 高尾3丁目線 3号	高尾3丁目 32番 1先から 高尾3丁目 21番 1先まで	
4474	小 坂 74号 乙丸町線 1号	乙丸町丙 61番 1先から 乙丸町丙 61番 3先まで	
4474	小 坂 74号 乙丸町線 2号	乙丸町丙 61番 8先から 乙丸町丙 71番 1先まで	
4605	犀 川 5号 辰巳町線 11号	上辰巳町拾字 26番 5先から 上辰巳町拾字 26番 3先まで	

●金沢市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供しま

す。

平成29年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1113	元 菊 町 線 枝 1号	元 菊 町 368番 先から	
		元 菊 町 368番 先まで	
1402	新 神 田 1 丁 目 線 2号	新 神 田 1 丁 目 31番 先から	
		新 神 田 1 丁 目 31番 先まで	

●金沢市告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成29年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3718	旧	鞍 月 18号	直江土地区画整理事業地内 47街区 14番 先から	
			直江土地区画整理事業地内 48街区 1-2番 先まで	
	新	直 江 町 線 39号	直江土地区画整理事業地内 44B街区 1番 先から	
			直江土地区画整理事業地内 48街区 1-2番 先まで	
3718	旧	鞍 月 18号	直江土地区画整理事業地内 52街区 1番 先から	
			直江土地区画整理事業地内 52街区 3番 先まで	
	新	直 江 町 線 43号	直江土地区画整理事業地内 52街区 1番 先から	
			直江土地区画整理事業地内 52街区 3番 先まで	
3718	旧	鞍 月 18号	直江土地区画整理事業地内 54街区 7番 先から	
			直江土地区画整理事業地内 54街区 3番 先まで	
	新	直 江 町 線 45号	直江土地区画整理事業地内 50街区 1番 先から	
			直江土地区画整理事業地内 54街区 3番 先まで	
4602	旧	犀 川 2号	末 町 拾参字 52番 57先から	
			末 町 拾参字 8番 14先まで	
	新	末 町 北 線 1号	末 町 拾参字 91番 先から	
			末 町 拾参字 8番 14先まで	

●金沢市告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成29年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	笠舞本町2丁目線23号	5.0 ~ 6.0	40
一般市道	鞍月18号直江町線39号	6.0	343
一般市道	鞍月18号直江町線43号	5.8 ~ 6.0	52
一般市道	鞍月18号直江町線45号	5.8 ~ 6.0	386
一般市道	鞍月18号直江町線48号	6.0	62

一般市道	鞍月18号直江町線49号	6.0	61
一般市道	鞍月18号直江町線50号	6.0	172
一般市道	鞍月18号直江町線51号	6.0	35
一般市道	鞍月18号直江町線52号	6.0	41
一般市道	額4号馬替3丁目線17号	4.6 ~ 6.0	48
一般市道	富樫37号高尾3丁目線3号	4.6 ~ 4.7	74
一般市道	小坂74号乙丸町線1号	6.0	92
一般市道	小坂74号乙丸町線2号	6.0	88
一般市道	犀川2号末町北線1号	8.1 ~ 20.5	395
一般市道	犀川5号辰巳町線11号	6.1	27

●金沢市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年1月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成29年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
笠舞本町2丁目線 23号	笠舞本町2丁目 488番 1先から 笠舞本町2丁目 488番 4先まで	平成29年1月11日
鞍月18号直江町線 39号	直江土地区画整理事業地内 44B街区 1番 先から 直江土地区画整理事業地内 48街区 1-2番 先まで	平成29年1月11日
鞍月18号直江町線 43号	直江土地区画整理事業地内 52街区 1番 先から 直江土地区画整理事業地内 52街区 3番 先まで	平成29年1月11日
鞍月18号直江町線 45号	直江土地区画整理事業地内 50街区 1番 先から 直江土地区画整理事業地内 54街区 3番 先まで	平成29年1月11日
鞍月18号直江町線 48号	直江土地区画整理事業地内 51街区 1番 先から 直江土地区画整理事業地内 51街区 4番 先まで	平成29年1月11日
鞍月18号直江町線 49号	直江土地区画整理事業地内 53街区 1番 先から 直江土地区画整理事業地内 53街区 3-1番 先まで	平成29年1月11日
鞍月18号直江町線 50号	直江土地区画整理事業地内 55街区 1-1番 先から 直江土地区画整理事業地内 58街区 7番 先まで	平成29年1月11日
鞍月18号直江町線 51号	直江土地区画整理事業地内 55街区 5-1番 先から 直江土地区画整理事業地内 55街区 4番 先まで	平成29年1月11日
鞍月18号直江町線 52号	直江土地区画整理事業地内 56街区 6番 先から 直江土地区画整理事業地内 56街区 4番 先まで	平成29年1月11日
額4号馬替3丁目線 17号	馬替3丁目 41番 先から 馬替3丁目 161番 6先まで	平成29年1月11日
富樫37号高尾3丁目線 3号	高尾3丁目 32番 1先から 高尾3丁目 21番 1先まで	平成29年1月11日
小坂74号乙丸町線 1号	乙丸町丙 61番 1先から 乙丸町丙 61番 3先まで	平成29年1月11日
小坂74号乙丸町線 2号	乙丸町丙 61番 8先から 乙丸町丙 71番 1先まで	平成29年1月11日
犀川2号末町北線 1号	末町 拾参字 91番 先から 末町 拾参字 8番 14先まで	平成29年1月11日

犀 川 5号	上 辰 巳 町	拾字 26番 5先から	平成29年1月11日
辰 巳 町 線 11号	上 辰 巳 町	拾字 26番 3先まで	

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成29年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
49	株式会社クリーンテックサービス	金沢市三口町火278番地	平成28年12月14日

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成29年1月11日から同年2月8日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成29年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	平成29年1月11日から 同月25日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成29年1月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市泉本町6丁目99番1から99番5まで	金沢市諸江町中丁334番地1 株式会社アットホーム 代表取締役 表井 奈流実	道路 金沢市泉本町6丁目99番5
金沢市諸江町上丁632番1、632番2、633番1、633番2、634番1、634番2、655番、656番1及び657番1並びに金沢市所管の法定外公共物の一部並びに石川県所管の河川区域の一部	金沢市鞍月5丁目57番地 大和ハウス工業株式会社 支配人 橋本 好哲	道路 金沢市諸江町上丁632番2、633番2及び634番2

監 査 公 表

●金沢市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年1月11日

金沢市監査委員 西 村 賢 了
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 田 中 展 郎
 金沢市監査委員 松 井 純 一

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年11月22日
- (2) 措置を講じた部局等 文化スポーツ局文化施設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年1月12日(平成28年監査公表第1号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
金沢市立博物館等施設入場料の減免について、現状の取扱いに一部不明確なものが見受けられるので、減免要綱を見直し、明確にする必要がある。	過去より指摘のあった減免事例の取扱いについては、平成28年10月9日付けで、金沢市立博物館等施設入場料減免取扱要綱の一部改正を行い、第2条の表第10号を根拠として、減免手続を行うよう見直しを図った。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年11月22日
- (2) 措置を講じた部局等 文化スポーツ局文化施設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成26年2月12日(平成26年監査公表第1号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
金沢市立博物館等施設入場料の減免について、現状の取扱いに一部不明確なものが見受けられるので、減免要綱を見直し、明確にする必要がある。	過去より指摘のあった減免事例の取扱いについては、平成28年10月9日付けで、金沢市立博物館等施設入場料減免取扱要綱の一部改正を行い、第2条の表第10号を根拠として、減免手続を行うよう見直しを図った。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年11月22日
- (2) 措置を講じた部局等 文化スポーツ局文化施設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年1月23日(平成24年監査公表第1号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
金沢市立博物館等の施設入場料等の減免については、事務を公正かつ適切に行うために、減免取扱要綱の見直し検討が望まれる。	過去より指摘のあった減免事例の取扱いについては、平成28年10月9日付けで、金沢市立博物館等施設入場料減免取扱要綱の一部改正を行い、第2条の表第10号を根拠として、減免手続を行うよう見直しを図った。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年11月22日
- (2) 措置を講じた部局等 文化スポーツ局文化施設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年1月12日(平成22年監査公表第1号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
博物館等入場料の減免について、現状の取扱いに一部不明確なものが見受けられるので、減免要綱及び現状の取扱いを見直し、明確なものとするのが望まれる。	指摘のあった減免事例の取扱いについては、平成28年10月9日付けで、金沢市立博物館等施設入場料減免取扱要綱の一部改正を行い、第2条の表第10号を根拠として、減免手続を行うよう見直しを図った。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第1号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年1月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成28年9月1日から同年11月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 38,680円
 (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 37,340円
 (3) 1トン当たり平均原料価格 38,760円

2 原料価格変動額 50,700円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 38,760円（1トン当たり平均原料価格）＝ 50,700円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－50,700円（原料価格変動額）／100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から41.58円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

4 平成29年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 （1箇月につき）	調整単位料金 （1立方メートルにつき）
A表 （1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合）	620円	206円38銭
B表 （1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合）	640円	204円38銭
C表 （1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合）	890円	191円88銭
D表 （1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合）	1,000円	190円5銭
E表 （1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合）	1,650円	185円5銭

●金沢市公営企業告示第2号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年1月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成28年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
 1トン当たり 37,340円

(2) 原料価格変動額 49,000円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 37,340円（1トン当たり平均原料価格）＝ 49,000円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－49,000円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から99.96円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成29年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	374円68銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	365円58銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成28年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 37,340円
- (2) 原料価格変動額 49,000円
算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 37,340円(1トン当たり平均原料価格) = 49,000円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 49,000円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から99.96円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成29年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	356円43銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	347円33銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成28年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 37,340円
- (2) 原料価格変動額 49,000円
算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 37,340円(1トン当たり平均原料価格) = 49,000円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 49,000円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から99.96円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成29年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	360円34銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	351円24銭
-------------------------------	---------	---------

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成28年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格

1トン当たり 37,340円

- (2) 原料価格変動額 49,000円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 37,340円(1トン当たり平均原料価格) = 49,000円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 49,000円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から99.96円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成29年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	348円84銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	339円74銭

●金沢市公営企業告示第3号

平成28年公営企業告示第10号(水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成29年1月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目16番19号9F	愛知県名古屋市東区葵3丁目15番31号	平成28年12月1日

平成29年(2017年)1月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)1月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄